

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十四号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「及び入学料」及び「又は入学料」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入学料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学費負担者が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の激甚災害（当該入学料の納入期限前一年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合

二 前号に掲げる場合のほか、特に入学料を免除する必要があると認められる場合第六号様式及び第七号様式中「長鑑」を「一覽」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十三条第二項の規定は、令和二年四月一日以後に福島県立テクノアカデミーに入学した者から徴収した入学料について適用し、同日前に福島県立テクノアカデミーに入学した者から徴収した入学料については、なお従前の例による。

（産業人材育成課）